

## 大東四條畷消防組合水圧開放装置の取扱いに関する基準

令和5年8月18日

大東四條畷消防組合無窓階の取扱いに関する基準（令和5年8月制定）に規定する水圧開放装置の取扱い及び事務処理に関し必要な事項を次により定めるものとする。

- 1 屋外から水圧によって開放することができる装置（以下この基準において「水圧開放装置」という。）は、次の各号に定めるところによるほか、「シャッター等の水圧開閉装置に関する取り扱いについて」（昭和52年12月19日消防予第251号）によること。
  - (1) 「シャッター等」とは次のアからウまでに掲げるもの又はこれらと同等以上の構造、性能及び機能を有するものであること。
    - ア JIS A 4704（軽量シャッター）
    - イ JIS A 4705（防火シャッター構成部材）
    - ウ JIS A 4702（鋼製及びアルミニウム合金製ドア）
  - (2) 「水圧開放装置」とは、動力消防ポンプ（動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令第2条に定めるものをいう。以下この基準において同じ。）による注水によってシャッター等を開放する装置で、次のアからウまでに掲げる方式のものであること。
    - ア シャッター等の施錠を開放する方式のもの
    - イ シャッター等を開放する方式のもの
    - ウ シャッター等の押しボタンスイッチ等を作動させる方式のもの（非常電源が付置されたものに限る。）
  - (3) 水圧開放装置の構造及び性能は、次のアからサまでによるものであること。
    - ア 確実に作動するものであり、かつ、取扱い及び保守点検並びに付属部品の取替えが容易にできるものであること。
    - イ シャッター等への取付けは、的確にでき、かつ、容易にゆるまないも

- のであること。
- ウ シャッター等の通常の開閉操作及び機能に支障をきたさないものであること。
- エ 動力消防ポンプによる注水以外の方法では、作動しないものであること。
- オ 水圧開放装置の本体には、注油を行う等整備のための措置が講じてあること。
- カ 注水口は、異物を容易に挿入できない構造であること。
- キ 注水して水圧開放装置又はシャッター等が開放した後は、容易に通常の開閉機構に復旧できるものであること。
- ク 水抜き等により、水圧開放装置の内部の排水が確実に行われるものであること。
- ケ 温度又は湿度の変化により、機能に異常を生じないものであること。
- コ シャッター等を開放する方式のものは、アからケまでに定めるもののほか、次の(ア)及び(イ)によるものであること。
- (ア) シャッター等に水圧リミットスイッチ等の過巻き防止のための装置を有するものであること。
- (イ) 注水を停止した場合、シャッター等の開閉機構の制動装置が作動し、その後人が操作しなければ閉鎖することができない構造のものであること。
- サ シャッター等の押しボタンスイッチ等を作動させる方式のものは、アからケまでに定めるもののほか、次の(ア)及び(イ)によるものであること。
- (ア) 非常電源は、「自家発電設備の基準」（昭和48年消防庁告示第1号）又は「蓄電池設備の基準」（昭和48年消防庁告示第2号）に適合する自家発電設備又は蓄電池設備であること。
- (イ) 非常電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次のaからcまでによるものであること。
- a 600V二種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有する電線を使用すること。

b 電線は、耐火構造とした主要構造部に埋設するか、又はこれと同等以上の耐熱効果のある方法により保護すること。ただし、MIケーブル又は「耐火電線の基準」（昭和53年消防庁告示第7号）に適合する電線を使用する場合は、この限りではない。

c 開閉器は、不燃性の材料で造られた耐熱効果のある箱又は場所に収納すること。

2 水圧開放装置の設置については、次の各号によること。

(1) 水圧開放装置の注水口は、床面からの高さが1m以下となる箇所に設けること。

(2) 水圧開放装置の注水口の直近に、容易に消えないように次のア及びイにより表示すること。

ア 表示面は、反射塗料とし、黄色の地に赤色の「消」の文字とすること。

イ 文字の大きさは、50mm平方以上とすること。

(3) 前号の表示の周囲には、これを遮り、又はこれとまぎらわしい広告物、掲示物等を設けないこと。

3 水圧開放装置の設置による届出は別記様式のとおりとすること。

4 水圧開放装置の設置届の事務処理に関しては、次の各号によること。

(1) 届出について

無窓階関係であるか自主設置であるかを問わず、予防課又は所轄署（以下「予防課等」という。）に3部提出し、予防課等にて1部ずつを保管し、1部を届出者に返却すること。ただし、電子情報処理組織（消防機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して届出をする場合は、この限りでない。

(2) 審査及び検査について

審査及び検査は予防課等が上記基準等により主として行い、検査は管轄する署所が消防ポンプ車（タンク車）を派遣し行うこと。

ただし、業務等の事由により管轄する署所が検査を行えない場合は、所轄署が調整し管轄以外の署所が派遣により検査を行うこと。

(3) 受理について

受理は予防課等にて行うこと。

(4) 検査後について

検査を行った署所は台帳を5部作成し、すべての署所に渡すこと。(1部は消火活動上必要な施設等原本に綴る。)

(5) その他

水圧開放装置が撤去されている場合や適切に維持管理が行われていない場合は無窓階となり消防用設備等(屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備等)の設置が必要になる場合があり、かつ、消防活動上も支障となることから、予防課等にあつては設置時に防火管理者の業務として定期的な自主点検を行い、防火管理台帳に記載することを指導すること。

また、立入検査時に得た情報は互いに連絡し、改善するように指導すること。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の日の前日までに、大東四條畷消防組合水圧開放装置の取扱いに関する基準(平成26年4月1日第30号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。